

○厚生労働省告示第百一号

健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（平成六年三月厚生省告示第五十四号）及び老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準（平成六年三月厚生省告示第七十二号）に基づき、特掲診療料の施設基準等（平成十四年三月厚生労働省告示第七十四号）の一部を次のように改正し、平成十四年四月一日から適用する。

平成十四年三月十八日

厚生労働大臣 坂口 力

第二の二中「特定療養費に係る療養の基準（昭和六十三年三月厚生省告示第五十三号）」を「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等（平成十四年三月厚生労働省告示第九十九号）第三に規定する基準」に改める。

第十一の三中「使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成十二年三月厚生省告示第六十一号）」を「使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成十四年三月厚生労働省告示第八十七号）」に改める。